

目录

税务 Tax

- 上海市税务局税收事先裁定工作管理办法（试行）
- 稳外贸稳外资税收政策指引（2024年）
- 关于修改《中华人民共和国发票管理办法实施细则》的决定

法务 Legal

- 企业注销指引（2023年修订）
- 深圳市合格境外有限合伙人试点办法

外汇 Foreign Exchange

- 跨境贸易投资高水平开放试点实施细则

出入境 Entry-Exit

- 进一步便利外籍人员来华的举措

海关 Customs

- 关于优化综合保税区仓储货物按状态分类监管的公告

近期热点 Recent Hotspots

- 在个税“六年规则”的首个重要时点，外籍人士是否已了解全球收入纳税义务的规定
- 企业如何利用数字化管理系统实现会计档案管理的合规性和便利性
- 针对注册资本“五年实缴”新规，存量企业如何应对

目次

（下記の日本語訳は参考用とします。）

税務

- 上海市税務局税収事前裁定に関する業務管理弁法(試行)
- 対外貿易と外資の安定化に関する税収政策ガイドライン(2024年)
- 『中華人民共和國発票管理弁法実施細則』の改正に関する決定

法務

- 企業抹消ガイドライン(2023年改訂)
- 深セン市適格域外リミテッド・パートナーシップに関するパイロット弁法

外貨

- クロスボーダー貿易・投資のハイレベル開放に関するパイロット実施細則

出入国

- 外国人の訪中に関する利便性を高める措置

税関

- 総合保税区倉庫保管貨物の状態別分類監督管理の改善に関する公告

トピックス

- 初回で個人所得税の「6年目ルール」を迎える際に、外国籍の方々はグローバル収入に関する納税義務の関連規定を把握したでしょうか。
- デジタル管理システムを通じて、会計ファイル管理のコンプライアンスと利便性を実現する方法。
- 登録資本金の「5年払い込み」の新ルールに対して、会社はどう対応すべきか。

税务 Tax

上海市税务局税收事先裁定工作管理办法 (试行)

- 【发布单位】 国家税务总局上海市税务局办公室
 【发布文号】 沪税办发(2023)33号
 【生效日期】 2023年12月29日

【Link】 <https://shanghai.chinatax.gov.cn/zcfw/zcfcgk/zhsszc/202312/t469904.html>

该办法明确了税收事先裁定的相关定义及实施细则。对拟开展并购重组、推广新兴业务的企业，若符合办法规定，或可通过事先裁定提高税收确定性，降低税收风险，更好评估税收成本，辅助商业决策。具体规定包括：

1. 适用对象

- 上海市范围内的单位纳税人，且并不局限于大企业纳税人。
- 自然人纳税人及外省市单位纳税人均不适用。

2. 下列事项不属于事先裁定受理范围

- 无确定的立项计划或两年内不会发生的事项。
- 不具有合理商业目的或国家相关法律、法规明确禁止的事项。
- 现行税收法律法规等有明确规定，可直接适用相关规定的事项。
- 其他不适用事先裁定的事项。

3. 申请材料

- 《税收事先裁定申请表》。
- 《税收事先裁定知情书》。
- 申请裁定事项如需事先获得相关单位审批、核准或者裁定的，应提供相关审批、核准或者裁定文书。
- 合同、协议、会议纪要或可行性研究报告等相关佐证资料。
- 税务机关要求提供的其他资料。

稅務

上海市税务局税收事前裁定に関する業務管理弁法(試行)

- 【公布部門】 國家稅務總局上海市稅務局オフィス
 【公布文号】 沪税弁発(2023)33号
 【発効日時】 2023年12月29日

当該弁法は、税収事前裁定に関する定義と実施細則を明確化するものである。M&A や新規事業の推進を展開する企業は、当該弁法の条件を満たす場合、事前裁定を通じて、税収確定性を向上させたり、税務リスクを軽減したり、税務コストをより適切に評価したうえで、ビジネスに関する決定にサポートする。具体的な規定は以下のものを含む。

1. 適用対象

- 上海市の企業納税者で、「大企業納税者」に限らない。
- 個人納税者および上海市以外の企業納税者は適用されない。

2. 以下の事項は、事前裁定の対象にはならない

- 確実なプロジェクト計画がない、または2年以内に発生しない事項。
- 合理的な商業目的がない、または国家関連法律、法規に明確的に禁止されている事項。
- 現行の税収法律等の明確な規定により、直接的に関連規定を適用できる事項。
- その他の事前裁定適用できない事項。

3. 申請書類

- 『税収事前裁定申請表』。
- 『税収事前裁定事前確認書』。
- 裁定事項は、事前に関連部門の承認、認可または裁定を必要とする場合、当該承認、認可または裁定の文書を提出しなければならない。
- 契約書、協議書、会議議事録、実現可能性調査報告書などの書類。
- 税務当局が求めるその他の書類

稳外贸稳外资税收政策指引（2024 年）

【发布单位】 国家税务总局
【发布日期】 2024 年 1 月 16 日

【Link】 <https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100022/c5220505/content.html>

该汇编在 2022 年版本的基础上，对现行有效的稳外贸稳外资税收支持政策和征管服务举措进行了整理，共包括 51 项内容，分为稳外贸政策和稳外资政策两大领域。

1. 稳外贸政策包括：

- 出口货物劳务税收政策
- 跨境应税行为增值税政策
- 跨境电商等外贸新业态税收政策
- 出口退(免)税服务便利化举措

2. 稳外资政策包括：

- “境外投资者以分配利润直接投资暂不征收预提所得税”等鼓励外商投资税收政策
- “外籍个人津补贴个人所得税优惠”等吸引境外人士税收政策
- “QFII 和 RQFII 委托境内公司在中国从事证券买卖业务免征增值税”等支持金融市场对外开放税收政策

关于修改《中华人民共和国发票管理办法实施细则》的决定

【发布单位】 国家税务总局
【发布文号】 国家税务总局令第 56 号
【发布日期】 2024 年 1 月 15 日
【施行日期】 2024 年 3 月 1 日

【Link】 <https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100011/c5221006/content.html>

2023 年 7 月 20 日，国务院公布了新修改的《中华人民共和国发票管理办法》，近日，国家税务总局对其配套规章《中华人民共和国发票管理办法实施细则》（以下简称《实施细则》）进行了修改。主要体现在以下方面：

- 明确电子发票的定义，强调电子发票与纸质发票的法律效力相同，任何单位和个人不得拒收。

对外贸易与外资的安定化に関する税收政策ガイドライン(2024 年)

【公布部門】 国家稅務總局
【公布日時】 2024 年 1 月 16 日

当該ガイドラインは、2022 年版に基づき、現行の対外貿易と外資の安定化に関する税収支援策と徴収管理措置を整理し、合計 51 項がある。

1. 対外貿易安定化政策は以下の内容を含む。

- 貨物輸出と役務に関する税収政策
- クロスボーダー課税行為に関する増値税政策
- クロスボーダー電子商取引等新型対外貿易に関する税収政策
- 輸出税還付(免除)手続に関する利便性措置

2. 外資安定化税収政策は以下の内容を含む。

- 「域外投資者が配当金による中国への投資は、源泉所得税が繰延される」など外商投資の優遇策
- 「外国籍個人の手当に関する個人所得税優遇」など外国籍人材の優遇策
- 「QFII および RQFII が国内企業に中国国内での証券売買業務を委託する場合の増値税免除」など、金融市場の対外開放に関する優遇策

『中華人民共和國發票管理弁法實施細則』の改正に関する決定

【公布部門】 国家稅務總局
【公布文号】 国家稅務總局令第 56 号
【公布日時】 2024 年 1 月 15 日
【発効日時】 2024 年 3 月 1 日

2023 年 7 月 20 日、國務院は、新たに改正した「中華人民共和國發票管理弁法」を公布した。最近、国家稅務總局(以下、「稅務總局」という)は、その付屬規定である「中華人民共和國發票管理弁法實施細則」(以下、「實施規則」という)を修正した。修正内容は主に以下通りである。

- 電子發票の定義を明確し、電子發票と紙發票は同じ法的効力を持つ、如何なるの企業と個人は電子發票の受領を拒否してはいけないことを強調。

- 根据电子发票的管理需要，增加“额度确定”的发票领用方式，即税务机关对纳税人一个自然月内开具总金额（不含增值税）的上限额度实行管理。
- 增加电子发票开具红字发票的基本管理规定。
- 细化虚开发票条款，明确与实际经营业务情况不符的具体情形，包括：（1）未购销商品、未提供或者接受服务、未从事其他经营活动，而开具或取得发票；（2）有购销商品、提供或者接受服务、从事其他经营活动，但开具或取得的发票载明的购买方、销售方、商品名称或经营项目、金额等与实际情况不符。
- 電子發票的管理ニーズに応じて、「発行限度額の確定」という發票受領方式を増加し、即ち、税務当局は納税者の月次の發票発行限度額（増値税を含まない）を管理する。
- 赤字電子發票の発行に関する基本管理規定を追加する。
- 虚偽發票発行に関する規定を詳細化し、営業実態と一致しない具体的な状況を下記通りに明確する。（1）商品の売買、役務の提供・受ける、その他の営業活動を行っていないが、發票を発行、または取得した状況、（2）商品の売買、役務の提供・受ける、その他の営業活動を行っているが、発行・取得した發票に記載された購入者、販売者、商品名、営業内容、金額などが実際状況と一致していない状況。

法务 Legal

企业注销指引（2023 年修订）

- 【发布单位】 市场监管总局 海关总署 税务总局
 【发布文号】 2023 年第 58 号
 【公布日期】 2023 年 12 月 21 日

【Link】 https://www.samr.gov.cn/zw/zfxgk/fdzdgknr/djzci/art/2023/art_1cda5f346be248e799a3454a93821aa3.html

市场监管总局、海关总署、税务总局依据《中华人民共和国公司法》、《市场主体登记管理条例》等法律法规的规定，对《企业注销指引（2021 年修订）》进行了修订，以下几项变化值得关注：

- 对于实践中一些难以办理注销的特殊复杂情形，包括：“股东失联、不配合”、“无法自行组织清算”、“营业执照、公章遗失”、“股东（出资人）已注销、死亡”、“分支机构隶属企业已注销”、“法定代表人宣告失踪、死亡或不配合办理注销登记”、“已吊销企业办理注销”等情形，新指引中规定了“特殊情形办理指引”，有针对性地提供了解决方案。
- 对于清算组人员的组成和清算组人数，各地登记机关的理解不尽一致，新指引对此进行了明确。但随着新公司法的出台，该部分内容需根据新公司法进行修改。
- 新指引增加了公司以外的其他经营主体（如合伙企业、个人独资企业、非公司企业法人）注销的内容。

法務

企業抹消ガイドライン(2023 年改訂)

- 【公布部門】 市場監督總局、稅關總署、稅務總局
 【公布文号】 2023 年第 58 号
 【公布日時】 2023 年 12 月 21 日

市場監督管理總局、稅關總署、稅務總局は、『中華人民共和國公司法』、『市場主体登記管理條例』等法律法規に基づき、『企業抹消ガイドライン(2021 年改訂)』を改訂し、以下の部分を注目すべきである。

- 「株主が音信不通または協力しない」、「自力で清算できない」、「営業許可証や会社公印を紛失した」、「株主(出資者)が抹消され、または死亡した」、「支店は存続しているが本部が抹消された」、「法定代表人が失踪、死亡、または抹消登記に協力しない」、「営業許可が取消された企業の登記抹消」等、実務上、抹消困難かつ特殊的、煩雑な状況について、新ガイドラインでは「特殊状況ガイドライン」を定め、夫々の解決案を提供している。
- 清算組メンバーの構成及び清算組の人数については、各地方の登記当局の見解はバラツキがあるなか、新ガイドラインでは明確された。しかし、新会社法の公布に伴い、当該内容を新会社法に従って改訂する必要がある。
- 新ガイドラインでは、会社以外の事業体(パートナーシップ企業、個人獨資企業、非公司企業法人など)の抹消に関する内容が追加された。

深圳市合格境外有限合伙人试点办法

【发布单位】 深圳市地方金融监督管理局
【发布文号】 深金监规(2024)1号
【发布日期】 2024年1月5日

【Link】 http://jr.sz.gov.cn/sjrb/xxgk/zcfg/dfjrzc/jrfzcc/content/post_11089148.html

该文取代了2021年印发的《深圳市外商投资股权投资企业试点办法(修订)》(深金监规(2021)1号),标志着深圳市QFLP制度开启新的一页。主要修订有:

- 在前海合作区前期试点的基础上,明确在深圳开展试点基金总量管理,符合条件的试点基金管理企业可在总量内发起设立一只或多只试点基金,灵活调剂单只试点基金规模。
- 放宽试点基金的投资范围,新增加的基金投资范围包括:上市公司非公开发行或者交易的可转换为普通股的优先股和可转债、不良资产投资,并允许试点基金采用基金中基金(FOF)形式运作(包括投资中基协备案的不动产私募投资基金)。
- 便利化申请流程,坚持“即申报、即受理、即审核”,采取“线上+线下”联合会商机制,原则上自企业向深圳市地方金融监管局指定平台提交符合要求的申请材料起,10个工作日内完成联合会商。

外汇 Foreign Exchange

跨境贸易投资高水平开放试点实施细则

【发布单位】 国家外汇管理局上海市分局、广东省分局、浙江省分局
【发布文号】 上海汇发(2024)3号、粤汇发(2024)1号、浙外管(2024)3号

【Link】 <https://www.safe.gov.cn/shanghai/2024/0123/2068.html>
<https://www.safe.gov.cn/guangdong/2024/0119/2706.html>
<https://www.safe.gov.cn/zhejiang/2024/0126/1881.html>

截止2024年1月31日,上海、广东、浙江外汇局分别发布了《跨境贸易投资高水平开放试点实施细则》。三地发布的实施细则除了在个别

深セン市適格域外リミテッド・パートナーシップに関するパイロット弁法

【公布部門】 深セン市地方金融監督管理局
【公布文号】 深金監規(2024)1号
【公布日時】 2024年1月5日

当該規定は、2021年に公布された「深セン市外商投資株式投資企業に関するパイロット弁法(改定版)」(深金監規(2021)1号)に代わり、深セン市のQFLP制度が新たな段階に入り、主な改正点は以下の通りである。

- 前海合作区で行われた過去のパイロットを踏まえて、深セン市にてファンドの総量管理をパイロットする。適格なパイロットファンド管理企業は総量内で、1つまたは複数のパイロットファンドを設立し、1つのパイロットファンドの規模を柔軟に調整可能。
- パイロットファンドの投資範囲を緩和した。新たに追加された投資範囲には、上場企業が非公开发行または取引される普通株に転換可能な優先株と転換可能社債、不良資産投資が含まれている。また、パイロットファンドがファンド・オブ・ファンズ(FOF)の形態での運営は許可された(中国証券投資基金業協会に備案されている不動産私募投資ファンドへの投資を含む)。
- 申請プロセスを利便にし、「即申告、即受付、即審査」を堅持し、「オンライン+オフライン」の聯合相談制度を採用する。原則上、企業が深セン市地方金融監督管理局の指定プラットフォームに申請資料を提出してから10営業日以内に聯合相談を完成させる。

外貨

クロスボーダー貿易・投資のハイレベル開放に関するパイロット実施細則

【公布部門】 国家外貨管理局上海市分局、広東省分局、浙江省分局
【公布文号】 上海匯發(2024)3号、粵匯發(2024)1号、浙外管(2024)3号

2024年1月31日までに、上海市、広東省、浙江省の外貨管理局はそれぞれ「クロスボーダー貿易・投資のハイレベル開放に関するパイロット実施細則」を公布した。3地域が公布した実施規則の内容は、文字表現

措辞上稍有差别外，内容基本相同，以下几点需关注：

- 跨境贸易高水平开放：明确了办理经常项目便利化业务的审慎合规银行和优质企业的要求。符合条件的银行应将申请材料和优质企业名单递交省外汇局报备，取得省外汇局出具的书面备案文件后，才可办理便利化业务。
- 外债登记下放银行：非金融企业只有在选择全口径跨境融资宏观审慎模式借用外债的情况下，才能在银行办理外债签约（变更）登记。如选择其他方式（如投注差模式、跨境融资便利化试点等）借用外债的，应仍在当地外汇局办理。

に若干の違いがある以外に内容は基本同じである。注目は以下の通りである。

- クロスボーダー貿易の高水準開放：經常項目の利便化業務を取扱う可能な「慎重・コンプライアンス銀行」と「優良企業」に関する要求を明確した。適格な銀行は、申請書類と優良企業リストを省級外管局に提出し、省級外管局から発行した書面届出文書を取得した上、利便化業務を取扱うものとする。
- 外債登記を銀行に授権：非金融企業は、全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理方式を選択した場合のみ、銀行にて外債契約（変更）登記を行うことができる。その他の方式（投注差管理方式、クロスボーダー融資利便化パイロット方式など）で外債を調達する場合、引き続き所在地の外管局で登記手続を行うものとする。

出入境 Entry-Exit

进一步便利外籍人员来华的举措

【发布单位】 国家移民管理局
【发布日期】 2024年1月11日

【Link】 <https://www.nia.gov.cn/n897453/c1624329/content.html>

国家移民管理局发布了便利外籍人员来华的5项措施，进一步打通外籍人员来华经商、学习、旅游的相关堵点，其中比较重要的有以下几项：

- 进一步放宽口岸签证申办条件，扩展到急需来华访问交流、投资创业、探望亲属及处理私人事务等非外交、公务活动的外籍人员。
- 在华外籍人员需多次出入境的，可在中国境内向出入境管理部门申请换发多次入境签证。

出入国

外国人の訪中に関する利便性を高める措置

【公布部門】 国家移民管理局
【公布日時】 2024年1月11日

国家移民管理局は外国人の訪中に関する利便性を高める5つの措置を公布した。当該措置は、ビジネス、留学、旅行で中国を訪れる外国人に対する政策をさらに緩和し、ポイントは以下の通りである。

- 入国港におけるビザ申請要件のさらなる緩和となり、急遽に中国に来て、訪問・交流、投資・創業、親族訪問及び個人事務処理などの非外交や非公務活動を行う外国籍人員まで拡大する。
- 複数回の出入国が必要な中国に滞在する外国人は、中国域内で出入国管理部門にマルチビザの更新発行を申請することができる。

海关 Customs

关于优化综合保税区仓储货物按状态分类监管的公告

【发布单位】 中华人民共和国海关总署
【发布文号】 公告（2023）185号
【发布日期】 2023年12月20日

【Link】 <http://gdfts.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/5583985/index.html>

该公告规定，综合保税区内实施仓储货物按状态分类监管的企业，如满足规定条件，可开展

税関

総合保税区倉庫保管貨物の状態別分類監督管理の改善に関する公告

【公布部門】 中華人民共和國税関総署
【公布文号】 公告（2023）185号
【公布日時】 2023年12月20日

当該公告により、総合保税区の倉庫保管貨物を状態別で分類、監督、管理する企業に対し、規定条件に

“区内直转”业务，有利于大幅降低企业的物流成本、提升通关时效：

- 对实施分类监管的非保税货物申报转为保税仓储货物的，或保税仓储货物办结海关手续后申请以分类监管方式继续在区内存储的，货物无需进出卡口，企业可直接办理通关手续，完成“区内直转”。
- 优化监管作业流程，允许企业在仓库内设置专门“待检区”，海关对涉及布控查验的货物在“待检区”实施顺势监管，不再要求企业将货物运至综合保税区的监管场地。

満たす場合、「区内直転」の実施が可能で、物流コストを大幅に低減し、通関効率を強化することができる。

- 分類監督管理されている非保税貨物を保税倉庫保管貨物に変更申告する場合、または保税倉庫保管貨物が税関手続を完了した後に、分類監督管理方式で継続的に区内保管の場合、貨物が出入り口の出入りが必要なく、企業は直接に通関手続を行い、「区内直転」を実現できる。
- 監督管理の業務プロセスを改善し、企業が倉庫内で「検査待ちエリア」の設置が認められる。税関は「検査待ちエリア」においてモニタリング検査が必要な貨物に対して監督管理を実施することとなり、企業が貨物を総合保税区内の監督管理エリアまで搬送することを要求しないようになる。

近期热点 Recent Hotspots

- 2024 年是个税“六年规则”的首个重要时点，外国籍的您是否了解全球收入纳税义务的规定？
- 随着“发票管理办法实施细则”的修订，税务机关对接受虚开增值税发票的打击力度也进一步加强，如何利用数字化工具在企业发票管理中提升效率，降低风险，是每一家企业亟需思考和解决的问题。
- 新修订的《公司法》实施在即，针对注册资本“五年实缴”的规定，尚未实缴的存量公司如何应对？

トピックス

- 2024 年は、初回で個人所得税の「6 年目ルール」を迎えるタイミングとなるが、外国籍の方々はグローバル収入に関する納税義務の関連規定を把握したでしょうか。
- 「発票管理弁法実施細則」の改正により、税務当局は虚偽な増値税発票を受領する行為への取り締まりがさらに強化した。デジタルツール等を活用し、発票管理の効率化と税務リスク軽減を実現させることが重要な経営課題になるか。
- 新会社法がまもなく施行される中、登録資本金を払い込んでいない会社は、「5 年以内に払い込み」の規定にどう対応すべきでしょうか。

ご質問などございましたら、下記の連絡先までお気軽にお問い合わせくださいませ。

範 蓉 (Jane)

法務部責任者

☎ 135-0177-7091

📧 fanrong@seahonor.com

黄 屹 (Lucy)

財税部責任者

☎ 137-6193-2188

📧 huangyi@seahonor.com

陳 泓 (Nikko)

日本デスク責任者

☎ 186-2191-6721

📧 chenhong@seahonor.com

蘇 小芳 (Cynthia)

税務サービス連絡窓口

☎ 138-1853-0811

📧 suxiaofang@seahonor.com

朱 偉 (William)

監査サービス連絡窓口

☎ 139-1751-0923

📧 zhuwei@seahonor.com

田 方 (Tiffany)

会計サービス連絡窓口

☎ 138-1609-0515

📧 tianfang@seahonor.com

顧 敏 (Minnie)

人事サービス連絡窓口

☎ 139-1713-2663

📧 gumin@seahonor.com